

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 開催日時

平成19年3月7日(水) 午後3時00分

第2 場所

裁判所6階大会議室

第3 出席者

13人(男性10人,女性3人)中12人(男性9人,女性3人)の委員が出席

第4 議事

1 所長あいさつ

2 意見交換等

テーマ 「少年事件における被害者への配慮について」

- (1) 少年係主任書記官から,少年審判手続の流れ及び被害者のための制度についての説明が行われた。
- (2) 少年係次席家裁調査官から,家裁調査官の行う社会調査についての説明が行われた。
- (3) 家裁調査官から,被害者調査の目的,内容及び方法等についての説明が行われた。

((1)~(3)についての質疑応答,委員の意見等)

- 被害者調査において,被害者の意見を聞くことによって,少年の処分が,被害者の意見に大きな影響を受けるということになるのですか。
被害者の意見が,処分に直結するわけではなく,被害者調査でどういう調査をして,調査の結果について,どういう位置づけをして,それがどれだけ重みを持ってくるかというのは,事例に応じて異なります。
- 被害者調査はどういう人を対象に行うのですか。
被害者調査の対象は,被害者本人又はその家族となります。被害者が未成年の場合には,その保護者も対象となります。また,被害者本人が死亡した場合にはその遺族ということになります。
- 被害者調査は,被害者の意見を聞くという裁判所の姿勢を示すと同時に,被害者の視点を入れて,事件を多角的に見るところが大切であるので,そういう視点で今後活用していけば,うまく行く制度だと思われる。
- 被害者調査を書面で行う場合には,定型的な事項を照会するだけではなく,被害者側の希望を聞くような部分を設けてよいのではないか。
- 被害者への配慮の制度については,裁判所は,被害者が利用しやすいように工夫して続けて行き,良いものにしていただきたい。

第5 次回の岡山家庭裁判所委員会について

次回は,平成19年7月4日に開催されることになった(テーマは未定)。